

○東京工業大学科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所共通設備の運用に関する取扱要項

令和元年9月11日

科学技術創成研究院長裁定

改正 令3.3.10, 令3.4.7, 令3.12.

(趣旨)

第1条 この要項は、東京工業大学科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所（以下「ゼロカーボン研」という。）の共通設備の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「共通設備」とは、ゼロカーボン研が管理する以下の科学技術創成研究院の装置その他付属する設備であって、別に定めるものをいう。

(利用目的)

第3条 共通設備は、研究開発、研究教育その他科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所長（以下「所長」という。）が必要と認める業務に利用することができる。

(利用資格)

第4条 共通設備を利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 東京工業大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤を含む。）及び学生（東工大ICカード（職員証又は学生証）が交付されている者）
- 二 本学以外の大学又は公的な学術研究機関に所属する研究者のうち、東京工業大学特別研究員の称号付与に関する規則（平成16年規則第141号）に基づき東京工業大学特別研究員の称号を付与された者
- 三 国立大学法人東京工業大学共同研究取扱規則（平成16年規則第23号）に定める民間等共同研究員の身分を有している者（当該共同研究の目的で利用する者に限る。）
- 四 国立大学法人東京工業大学受託研究員取扱要項（平成16年学長裁定）に定める受託研究員としての身分を有している者（申請した研究題目の目的で利用する者に限る。）
- 五 東工大ICカード（アクセスカード）が交付されている者のうち、所長が認めた者
- 六 本学との間に共通設備利用に関する大学間協定を締結している国内の大学の教員及び学生等
- 七 本学教員と科学研究費助成事業その他の公的競争的資金制度による公式な共同研究関係にある研究グループの構成員
- 八 本学と共同研究契約を締結し、所長が認めた者
- 九 本学と国際交流協定に基づく国際共同研究契約を締結し、所長が認めた者
- 十 その他所長が認めた者

(利用時間等)

第5条 共通設備の利用時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとす

る。

(利用申請)

第6条 共通設備を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の利用申請手続により、所長の承認を得なければならない。

(秘密保持及び知的財産権の帰属)

第7条 利用者が第4条第4号に掲げる受託研究員の身分を有する者である場合は、当該利用者が所属する民間機関等と本学との間で秘密保持契約を締結し、秘密保持義務及び利用によって生じる知的財産権の帰属等の取扱いについて定めるものとする。

(利用の停止等の措置)

第8条 所長は、利用者がこの要項に違反したとき、共通設備の管理若しくは運用に重大な支障を生じさせたとき、又は所長が承認していない目的で利用した場合は、当該利用者に対し一定期間共通設備の利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(報告)

第9条 所長は、必要に応じて利用者に共通設備の利用状況等について報告を求めることができるものとする。

(利用者の協力等)

第10条 利用者は、共通設備の運用に関し行うゼロカーボン研の共通設備の正常な維持のための保守等に伴う要請に協力するものとする。

2 利用者は、共通設備を利用して得た研究成果を学術論文等により公表するときは、可能な範囲で共通設備を利用した旨を明記するものとする。

(利用料)

第11条 利用者のうち、共通設備の有料サービスの利用を希望する者は、別に定める利用料を支払うものとする。

2 共通設備の有料サービス等の利用によりRI廃棄物が生じた場合は、利用者は公益社団法人日本アイソトープ協会への引き渡しに係る費用を実費負担するものとする。

3 一度納付した利用料は、返還しないものとする。ただし、本学の責により利用を中止し、又は停止したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設及び備品等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの要項及び許可条件に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、共通設備の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令3.3.10)

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令3.4.7）

この要項は，令和3年6月1日から施行する。

附 則（令3.12.8）

この要項は，令和3年12月8日から施行する。